

## 智頭町総合案内所 コワーキングスペース

### 利用規約



Coworking Space  
コワーキングスペース

令和2年7月

## コワーキングスペース 利用規約

### (目的)

智頭町立智頭町総合案内所は、「地方自治法 第244条の2第1項の規定」に基づき、交流観光事業の拠点として設置された公共施設です。そこで更なる「交流」「観光」の場となる為に、町内・町外、旅行者を問わず利用できる場として、2階の大会議室を新たにコワーキングスペースとして設置します。それに伴い、当スペースの施設利用を下記の通り規定します。

### (定義)

この規約において「コワーキングスペース」とは、鳥取県八頭郡智頭町智頭 2067 番地 1 に所在する智頭町総合案内所 2 階の一部に設置するスペースをいいます。

「コワーキングスペース」の運営管理は智頭町総合案内所指定管理者である一般社団法人智頭町観光協会が行います。

### (利用申込)

「コワーキングスペース」を利用しようとする者（以下「利用者」）には、利用者本人確認書類（運転免許証など）の提示と、利用者の連絡先などを「暮らし屋」の定める利用申込書に記入いただきます。（本人確認は初回のみ）

◆個人情報につきましては、適切に管理させていただき、業務の遂行上必要な場合に限り利用します。（開示が必要な場合には適切に対処させていただきます）

### (利用方法)

1 階案内所カウンターにて受付(申込書提出)を行い、利用料金を支払ってください。

お支払い後、利用券(木札)をお渡しします。(利用中は木札を机上に置いてください)

利用終了後は 1 階案内所に木札の返却をお願いします。

※ 3 時間利用から 1 日利用に変更した場合は、終了時に追加料金 500 円をお納めください。

### (利用時間)

原則として利用時間は 9 時 00 分から 18 時 00 分までとします。(入室受付は終了 30 分前まで)

利用時間の変更の場合には施設内に掲示もしくは WEB サイト上の掲載により通知します。

但し、緊急時などやむを得ない場合はこの限りではありません。ご了承ください。

[総合案内所の休館に準じます]

※ イベントなどによりコワーキングスペースの利用不可日を設定する場合があります。

## (利用料金)

項目	一般
利用料金(現金のみ)	<1名につき> 3時間/500円(税込) ・ 1日/1,000円(税込)
延長	3時間を超えた場合は1日料金になります。
利用料の発生	利用当日
利用定員	利用者が定員(同時利用最大10名)を超える場合は利用ができません。
コワーキングスペース	①入って正面の机及び右奥のカウンター席とソファ席をコワーキングスペースとして貸し出します。(スタッフ席以外のスペースは利用可) ②基本、フリースペース(自由席)の為、お席がない場合はご利用いただけません。 ③利用時間内は出入りは自由です。(貴重品は各自管理ください) ④トイレは1・2階にございます。 ⑤左奥の職員ミーティングスペースはご利用いただけません。
小・中学生の利用	保護者の方の同伴が必要[無料] ※小学生・中学生のお一人利用はできません。
コピー(有料)	◆1階にて申し込みください。A4サイズのみ カラー:30円/枚、白黒:10円/枚(税込)
Wi-Fi	Free WIFI (2階のみ利用可)
フリードリンク	飲み物はフリードリンク[水・コーヒー・紅茶・お茶など]です。[セルフにてご利用ください]
飲食	飲食は可能です。ペットボトルなどのゴミは分別してゴミ箱をお願いします。
利用時間	9時~18時
荷物預かり	1階にて
利用期間	最大1日

## (設備とサービス)

- Free WIFI、部屋に備え付けの電源、ホワイトボード、ウォーターサーバーはご自由にお使いいただけます。
- プリントサービスは現在提供しておりません。
- WIFIのパスワードは安全対策の為、定期的に変更します。
- プロジェクター(有料 500円/1回)にて貸し出します。
- 利用者はコワーキングスペース内の蔵書の書籍を閲覧することができます。閲覧が終わった際は必ず元の場所に返却をお願いします。なお施設外に持ち出しは禁止です。

## (注意事項)

- コワーキングスペースはフリースペース(自由席)です。お席の予約や確約はできません。
- コワーキングスペース内の飲食は可能です。ただし匂いの強いものはご遠慮ください。
- ゴミは分別してゴミ箱へお願いします。
- 利用者がお持ち込みいただいたもの(私物)は各自お持ち帰りください。
- 飲食の際は室内を汚さないようご注意ください。万が一、床や壁、テーブル等を汚してしまった場合はクリーニング代を別途実費にてご負担いただく場合があります。
- 喫煙及び飲酒はできません。
- 「交流」も目的とするスペースの為、利用者同士の交流やネット会議等、会話の伴う利用も可能としますが、他の利用者への配慮をすること。他の利用者への迷惑行為は禁止します。利用者及び同伴者が他の利用者の迷惑になった場合は退席していただきます。
- コワーキングスペース内の写真撮影は可能です。但し他の利用者が写らないよう考慮して撮影してください。SNSに公開する場合は他の利用者への配慮と注意をお願いします。
- 利用者はコワーキングスペース内の施設利用に際して、指定のレイアウトを変更した場合には、利用者自らにおいて、利用終了時までには原状回復をするものとします。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の為、**手指アルコール除菌やマスク着用にご協力ください。**
- 「智頭町立智頭町総合案内所の設置及び管理に関する条例」に則し、指定管理者「一般社団法人智頭町観光協会」が利用にそぐわないと判断した場合は利用を禁止いたします。

## (その他)

- 「暮らし屋」コワーキングスペースは智頭町総合案内所の中の1ゾーンです。一般社団法人智頭町観光協会の規則を遵守します。
- 広報活動の目的で施設内の風景等を撮影することがございます。撮影時には利用者のプライバシーに十分配慮するものとします。
- コワーキングスペース施設内での利用者の物品の管理は、利用者自身の判断と責任下で行うものとし、一般社団法人智頭町観光協会は当該物品について、紛失、盗難、滅失および毀損等に関する一切の責任を負わないものとします。
- 利用規約は予告なく変更する場合があります。ご了承ください。
- 一般社団法人智頭町観光協会の裁量で、本サービスの料金、利用プラン、各種手数料、支払条件、優先利用等に関する特典の設定またはキャンペーン等を実施することができるものとします。なお、これらは利用者に対するサービスの一環として行われるものであり、利用者は一般社団法人智頭町観光協会に対して一切の異議を申し立てることができないものとします。

— 以下余白 —

制定 令和2年7月30日



Coworking Space  
コワーキングスペース